岩手県妊産婦アクセス支援事業実施要領

制 定 令和2年3月24日付け医政第1460号

改 正 令和4年3月25日付け医政第1973号

改 正 令和5年3月24日付け医政第2316号

改 正 令和6年6月28日付け医政第 365号

(趣旨)

第1 妊産婦の通院等に係る交通費等の負担軽減を図ることにより、地域において安心して妊娠及び出産ができる周産期医療提供体制を整備することを目的として、「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業実施要綱」(令和6年4月1日付けこ成母第90号、医政発0401第3号こども家庭庁成育局長、厚生労働省医政局長連名通知。以下「国実施要綱」という。)に定めるもののほか、本要領により事業を実施する。

(実施主体)

第2 この事業の実施主体は、市町村とする。

(補助金の交付)

第3 県は、市町村が第4に定める事業を行う場合に、当該市町村に対し、別に定めると ころにより補助金を交付するものとする。

(事業内容及び実施方法)

- 第4 市町村は、妊産婦が妊婦健診、産婦健診(産後概ね1か月後の健診までに限る。以下同じ。)、診療(妊娠・出産に当たって必要な診療に限る。以下同じ。)又は分娩のために医療機関へ通院若しくは入院又は近隣の宿泊施設に待機宿泊する際に要する経費を助成する。
- 2 この要領において「助成対象者」とは、事業実施市町村に住民票がある妊産婦とする。 ただし、事業実施市町村に住民票があるものの、一時的に県外の実家等に居住し、妊 婦健診、産婦健診、診療又は分娩のために県外の医療機関へ通院若しくは入院又は近隣 の宿泊施設に待機宿泊する場合は、助成対象者としないこととする。
- 3 この要領において「対象経費」とは、前項に該当する者が妊婦健診、産婦健診又は診療のために医療機関に通院若しくは入院又は近隣の宿泊施設に待機宿泊するために負担した交通費及び宿泊費とする。なお、交通費の算定の方法は、別表のとおりとする。
- 4 前項の規定に関わらず、国実施要綱の対象となる経費は、国実施要綱に従って算定する。ただし、国実施要綱による助成額の算出に当たって控除した額は、本事業において助成する。
- 5 この要領において、「助成対象期間」は、医療機関での妊婦健診、産婦健診又は診療を 目的として通院又は待機宿泊を開始した日(以下「通院等開始日」という。)から、医療 機関での妊婦健診、産婦健診又は診療を目的とした通院又は待機宿泊が終了した日(以 下「通院等終了日」という。)までとする。
- 6 助成金の申請は、助成対象者が、住民票のある市町村に対し行う。
- 7 市町村が前項の申請を受け付けるに当たっては、「妊産婦アクセス支援助成金申請書

(様式第1号)」を用いるものとする。ただし、市町村が別に申請方法等を定める場合は この限りではない。

- 8 助成対象者がハイリスク妊産婦(妊娠の継続や出産の状況によって母子両者又はいずれかが重大な予後が予想される妊娠を抱える妊婦及びその出産による産婦)として助成を受けようとする場合は、第6項の申請時に、医療機関が記入した「妊産婦アクセス支援助成金申請書(様式第1号)(B面)」又はそれに準じる書面を添付するものとする。ただし、市町村において、助成対象者がハイリスク妊産婦であることを他の手段により確認した場合はこの限りではない。
- 9 市町村は、助成対象者からの申請を審査し、適正と認められるものについて助成の決定を行う。
- 10 市町村は、助成の決定をした日が属する年度の3月31日までに、県に対し別に定める様式により実績報告を行う。

(医療機関の範囲及び役割)

- 第5 妊産婦が妊婦健診、産婦健診、診療又は分娩のために通院若しくは入院する医療機関は、原則として県内の医療機関とするが、県境に居住する妊産婦であって、身体的な状況や移動距離等の理由により、市町村が県外の医療機関に通院することが適当と認めた場合は、当該医療機関への通院等を助成対象とすることができる。
- 2 医療機関は、第4に規定する市町村の事業の実施に協力するものとし、助成対象者から、第4第8項に掲げる書面について記載の求めがあった場合には、当該助成対象者の 健診等の実態に即して、書面の所定欄に記入する。

(その他)

第6 この要領に定めるほか、本事業の推進に当たって必要な事項は、市町村と県が協議 のうえ別に定める。

附 則(令和2年3月24日)

この要領は、令和2年3月24日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則(令和4年3月25日)

この一部改正は、令和4年3月25日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。 附 則(令和5年3月24日)

この一部改正は、令和5年3月24日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。 附 則(令和6年6月28日)

この一部改正は、令和6年6月28日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

別表 (第4関係)

移動手段	交通費の積算方法
公共交通機関	助成対象者が自宅又は宿泊施設(以下「自宅等」という。)から医療
	機関へ移動するに当たって、通常利用すると判断できる経路を利用し
	た際の料金で市町村が適当と認めるもの。(往復利用可)
	(バス又は鉄道の利用に当たり、通常利用される停留所間又は駅間の
	一般的な料金で市町村が適当と認めるもの。)
タクシー	助成対象者が自宅等から医療機関へ移動した際の乗車運賃で市町村
	が適当と認めるもの。(往復利用可)
自家用車	助成対象者が自宅等から医療機関まで移動するに当たって、通常利
	用すると判断できる経路を利用した際の経費で市町村が適当と認める
	もの。(往復利用可)
	なお、自家用車の運転は、本人、家族等の別を問わない。

- ※1 タクシー利用時の領収書には、発着地を記載すること。
- ※2 急病時は、自宅等以外の地点から乗車し、その際に算定された額を申請することができる。
- ※3 市町村の実施要領で通院回数に応じて定額の交通費を助成している場合には、その 額を助成対象経費とすることができる。

ただし、その場合であっても、妊産婦アクセス支援事業助成金申請書(様式第1号) の必要事項を記載し、市町村に提出すること。

妊産婦アクセス支援事業助成金申請書

				収受日 (市町村記載欄)	令 和	年	月	日
住 所	〒							
氏名(ふりがな)		()	電話番号			•	

【①交通費】

利用	日		経 路		交通手段	交通費	有料道路 通行料	国実施要綱対象 (市町村記載欄)
年	月月	∃	~	□片道 □往復	□電車 □バス □タクシー□自家用車(片道 km)	円	円	
年	月日	∃	~	□片道 □往復	□電車 □バス □タクシー□自家用車(片道 km)	円	円	
年	月日	∃	~	□片道 □往復	□電車 □バス □タクシー□自家用車(片道 km)	円	円	
年 .	月日	∃	~	□片道 □往復	□電車 □バス □タクシー□自家用車(片道 km)	円	円	
年 .	月日	∃	~	□片道 □往復	□電車 □バス □タクシー□自家用車(片道 km)	円	円	
年 .	月日	∃	~	□片道 □往復	□電車 □バス □タクシー□自家用車(片道 km)	円	円	
年 .	月日	∃	~	□片道 □往復	□電車 □バス □タクシー□自家用車(片道 km)	円	円	
年 .	月日	∃	~	□片道 □往復	□電車 □バス □タクシー□自家用車(片道 km)	円	円	
年 .	月日	3	~	□片道 □往復	□電車 □バス □タクシー□自家用車(片道 km)	円	円	
年 .	月日	∃	~	□片道 □往復	□電車 □バス □タクシー□自家用車(片道 km)	円	円	
年 .	月日	3	~	□片道 □往復	□電車 □バス □タクシー□自家用車(片道 km)	円	円	
年 .	月日	∃	~	□片道 □往復	□電車 □バス □タクシー□自家用車(片道 km)	円	円	

【②宿泊費】

	- · -								
	利用期間					泊 数	宿泊先	金額	国実施要綱対象 (市町村記載欄)
年	月	日~	年	月	日	泊		H	
年	月	日~	年	月	日	泊		H	
年	月	日~	年	月	日	泊		H	
年	月	目~	年	月	F	泊		円	
年	月	日~	年	月	Ħ	泊		円	

【助成金申請額(①交通費+②宿泊費)】

	交通費計	有料道路 通行料計	宿泊費計	合計	市町村助成決定額 (市町村記載欄)
合 計	円	円	円	円	円
うち国実施要綱対象 (市町村記載欄)	円	円	円	円	円

【申請上の注意】

- (1) 申請書提出の際に、母子健康手帳の写し(診療日、出産日が記載されている部分)を持参してください。
- (2)診療明細書又は領収書(母子健康手帳に記載されている日以外で妊娠・出産に係る受診をした場合または他科で妊娠・出産に当たっての診療のために受診した場合)を持参してください。
- (3) 交通費に係る領収書 (タクシーを利用した場合)及び宿泊に係る領収書を提出してください。 ※タクシーの領収書にはボールペン等で発着地を記載してください。

【記載上の注意】

- (1) バス及び鉄道を利用した場合は、自宅又は宿泊先から医療機関まで利用した停留所間又は駅間の料金を記載してください。 なお、往復で利用した場合は、往復料金を記載してください。(急病時は自宅又は宿泊施設以外でも可)
- (2) 自家用車を利用した場合は、「自宅又は宿泊先等から医療機関までの通常利用され得る経路の距離」に応じて、市町村が適当と認めた額を記載してください。
 - その際、経路に加え距離 (km) も記載してください。(急病時は自宅又は宿泊施設以外でも可)
 - ※行数が足りない場合は、様式をコピーして記載してください。

ハイリスク妊産婦該当事項(**医療機関記載欄 ※ハイリスクに該当する場合のみ記載**)

医療機関の名称	1	
記入日	① (通院等開始後提出時) 令和 年 月 日	② (通院等終了後提出時) 令和 年 月 日
記入者所属・氏名	1	2

該当事項	① (該当する番号すべてに○をつけてください。)
	1. ハイリスク妊娠管理加算
	2. ハイリスク分娩管理加算
	3. ハイリスク妊娠・ハイリスク分娩に相当の疾患を有する者
通院等期間	① (通院等開始日) ② (通院等終了日)
	令和 年 月 日 令和 年 月 日
出産日	※申請者記入欄 令和 年 月 日
出産予定日	※申請者記入欄 令和 年 月 日

①疾患名(該当事項3に該当する場合、当てはまるものにチェックを入れてください)

ハイリスク妊娠・ハイリスク分娩に相当の疾患を有する者
□ 妊娠 22 週から 32 週未満の早産(早産するまで) □ 妊娠高血圧症候群重症の患者
□ 前置胎盤(妊娠28週以降で出血等の症状を伴う場合に限る。)
□ 妊娠30週未満の切迫早産の患者であって、子宮収縮、子宮出血、頸管の開大、短縮又は軟化のいずれかの兆候を示しかつ
以下のいずれかを満たすものに限る。
(ア) 前期破水を合併したもの
(イ) 羊水過多症又は羊水過少症のもの
(ウ) 経腟超音波検査で子宮頸管長が 20mm 未満のもの
(エ) 切迫早産の診断で他の医療機関より紹介または搬送されたもの
(オ)早産指数(tocolysis index)が3点以上のもの
□ 多胎妊娠 □ 子宮内胎児発育遅延 □ 胎児に何らかの疾患が認められた者
□ 心疾患(治療中のものに限る。) □ 糖尿病(治療中のものに限る。)
□ 甲状腺疾患(治療中のものに限る。)□ 腎疾患(治療中のものに限る。)
□ 膠原病(治療中のものに限る。) □ 特発性血小板減少性紫斑病(治療中のものに限る。)
□ 白血病(治療中のものに限る。) □ 血友病(治療中のものに限る。)
□ 出血傾向のある状態(治療中のものに限る。) □ HIV陽性 □ Rh不適合
□ 当該妊娠中に帝王切開術以外の開腹手術(腹腔鏡による手術を含む。)を行った患者又は行う予定のある患者
□ 精神疾患(当該保険医療機関において精神療法を実施している者又は他の保険医療機関において精神療法を実施している者
であって当該保険医療機関に対して診療情報が文書により提供されているものに限る。)
□ 40 歳以上の初産婦 □ 分娩前のBMIが 35 以上の初産婦者
□ 常位胎盤早期剥離 □双胎間輸血症候群
□ 早産歴(妊娠 22 週~妊娠 36 週までの出産歴)がある者

(申請者自署欄)

上記内容について、行政機関に提出することを同意します。

氏 名

【助成申請書の取扱いについて】

(申請者)

- 1 申請者は、この様式を医療機関に提出する前に、表面の住所・氏名・生年月日・電話番号を記入してください。
- 2 申請者は、上記の出産日・出産予定日・助成対象者自署欄を記入してください。
- 3 申請者は、通院等の期間中にこの様式を医療機関に提出して通院等開始日等の必要事項を記入してもらってください。また、通院等終了後は 再度医療機関に提出し、通院等終了日等を記入してもらってください。その後、市町村に提出してください。

(医療機関)

- 1 医療機関は、申請者がハイリスク妊産婦に該当する場合のみ、本書(B面)に記入してください。
- 2 医療機関は、申請者から初めてこの様式を受け取った時は、本書(B面)の①と表示のある部分を記入してください。
- 3 医療機関は、申請者から再度この様式を受け取った時は、本書 (B面) の②と表示のある部分を記入してください。